

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 「家」字義考：秦漢期の同時代的な「家」概念

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯島, 和俊 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000788">https://doi.org/10.57529/00000788</a>

# 「家」字義考 — 秦漢期の同時代的な「家」概念 —

飯島和俊

キーワード

宿家 居家 歸家 戸律 爲戸 家罪

はじめに

近時出土文物研究の進展する中、手つかずに遺された史料の古代語表記を、類似語や発展形と思われる現代語に置き換えて、どこまで内容を再現できるか考えたとき、一語一語、文節の中で揺らめく言葉を、正確に再現できているかどうか、疑問を感じる。最近、出土文献や伝承文献に登場する秦漢期の看過しがちな「家(古牙切)」について考える所があった。「家」をめぐる問題は、「家族制度」研究という社会経済的視点から五口一戸の家族経営や、法制的には家族連座や「家罪」の問題として論じられて来た。近時上梓された鈴木直美氏の『中国古代家族史研究<sup>1)</sup>』においても、出土文献、伝承文献を網羅して、家族制度全般について論じられる。「家族」の語は、『管子』小匡篇の用例のほかには、秦律にも漢律にも「家族」に作る用例はほとんど見ない。類語同義語として、『史記』『漢書』では「家屬」もしくは「家人」の語に作るのである。そして、「家族(屬)」が、どの範囲の血縁関係で構成されるか、生活をどのような範囲で共有する人たちか、私

属人の寄客隸臣妾奴婢の呼称とはどう関わるか、と追求することは、結局「家」を含め「家屬」「家人」などの古代語を、解釈を通して、同時代性如何よりも、後世の儒学的合理論の範疇で考察するか、あるいは現代の論理で觀念的諦觀的な論理が優位に立ち、秦漢時代の bodies の知れない不確かさや不可知性という屬性を昇華させてしまっているのではないか、という思いを禁じ得ない。どうしても先学先賢の手によって集積され形成され、解釈の上に形成された概念に、不可避的に縛られてしまう。そして論議の交錯する過程で、同時代的実態把握を棚上げして理念型相互の論議に陥ってしまう傾向も禁じ得ない。

そこで、拙稿では史料に散見する「宿家」「歸家」などと作られる「家」表記を手がかりに、秦漢期の文献に継承される古い「家」の觀念に迫ってみたい。秦漢時代では、統一帝国の出現に至る社会変動と、それに伴う「黔首」呼称による帝国民一元支配の完成に至る国家構想への移行とによって、個々の「家」の実態は様々な変容を繰り返したはずであり、論理化され抽象化され概念化されて来たと思われる。このたびは、「家」に関わる主要な問題となる「家屬(家族)」と、彼らが居住する「家」とを関係を切り離して、その帰結としての漢儒の「家」把握に依拠した同時代的「家」概念を整理してみた。

こうして「家族(屬)」如何の論議から自由になって「家」を考えると、どういう時に「家」というまとまりが意識されるのか、またそれは、家族を盛る器としての「家」としてはどうか、生活集団の表象としての「家」としてはどうか、そして、「家」と「戸」とは、どういう関係なのか。まず、これらを整理してみたい。このように小論では、出土文献に見る、「家屬」「家人」の居家する「家」について、家族論の視点によらず、そして今日的な家とか家族の感覚や理念から離れて、秦漢時代の「家」についてその時代性や、その機能的な面から、検討を進めていく行くことをご承知いただきたい。

## 一 「家」について —— 秦漢的な様相について ——

かつて尾形勇氏は「旧中国の家族(家屬)が……」と書き始められた「家」の成立をめぐる問題<sup>2)</sup>について、次のように展開された。

……通常「同居」「共財」「同爨」というような一連の語句を指標として、その基本的概念が規定される、ないしは規定されざるを得ない

ということとは、当時の家族形態が如何に多種多様であり、また「家」字の用法が如何に広狭にわたる多岐なものであったかをそのまま物語っている。例えば、血縁的に疎遠な者をはじめとして非血縁的な者までも包括せる族的集団であつても、それが「同居共財」であれば、やはり一つの「家」であつたのであり、また、「同居」するものの「異財」であれば、それぞれが個別の「家」と称され得たのであり、さらには独身者といえども「家」を成し得たのである。この事情からすれば、古代中国の国家秩序と家族秩序との相関性を追求するばあいには、「家」の概念をことさらに確定し、また当時の典型的な家族形態を設定し、その上に論を重ねるといふことは、必ずしも歴史考察たり得ないのである。従つて、あるいは「親子乃至夫婦関係にある近親者を中心としてそれらとの親族か関係にあるものが日常同居し共産的關係の下に生活を営む族的集団」という中国の家族についての過不足なき定義を予備知識としながらも、かくした無数の諸家族集団が、大小・強弱・貧富・貴賤等々の個性を各々背負いつつ多彩な形態を現出させ、しかもいずれにせよ共通して「家」と称されて存在していた——という一つの現実的社會状況から考察を出発させてみることも可能であり、むしろこの方がより生産的であると思われる。

尾形氏は、限られた文献史料の考察には、「家」の持つ多種多様性が我々の目をくらませて、それぞれが依つて立つ理念形を闘わせるが、それぞれの理念の如何によつて、古代の家は揺らめいている、と見えたのであろう。同居共財を前提に「家」と称し「家」を為すことで無問題的に「家族」を語ることになる。そして家は家族の共同生活の場として位置づけられ、社会経済的な家族構成の視点から家族共存、家族協業の形態として考えられる。そして確かに、家そのものを真正面から捉えようとする膨大な古典の文言の山に尻込みしてしまう。それでも、必ずしも歴史考察たり得ない家について考察を、出土文物を中心に、再考してみよう。

ここでは、まず史料上に展開する「家」について、特に史(夫の在官府)と家(妻の居家)の關係、夫の立場から見た家、例えば「宿家」、罷軍帰寧の「歸家」を切羽とし、秦律漢律の時代の「家」を整理して行こう。従来、古代秦漢帝国におけるいわゆる国家支配は、人々を「家」単位、「戸」単位にして法的に統治運用されていたと想定される。郡県制郡国制の下で功臣封建の封邑規模や郡国の賦役配分、郡県区画の規模把握、災害規模の被災規模数値などで用いられる単位として「家」が用いられたりする。特に『史記』の六国年表や諸世家では、「戸」で民衆を数えることは見えず、「家」の用例が目立つ。例えば、『史記』卷四十七孔子世家では、「(季)平子與孟氏、叔孫氏三家共攻昭公」とあるのは魯の三卿とその勢力のことで、彼らを「三家」と呼ぶ。『史記』卷四十一越王句踐世家では越王句踐の吳王に言った「吾

置王甬東、君百家」や、『史記』卷四十三趙世家、趙簡子の「我衛士五百家」など、と「家」を単位とした兵士民衆の規模把握が挙げられる。また『史記』卷四十五韓世家威王の条に「封之萬家」とか、「徙而從者七千餘家」と見え、時代が下つては、把握する数が膨張している。

また、高祖本紀や高帝紀ともに高祖十二年（十二月）の条に、始皇帝などの先人の墓守として「守冢」と呼ぶ役の負担者が、それぞれ「二十家」「十家」あるいは「五家」と「家」単位に数えられている<sup>3</sup>。また、自然災害に遭った地域についても、「家」を単位に被災状況を明示する。例えば、『漢書』卷三高后紀、「三年夏、江水、（漢水<sup>4</sup>）溢、流民四千餘家」とあり、「溢」とは師古の「水所漂沒也」と注するところ<sup>5</sup>で、洪水に遭った被災民を「流民四千餘家」と「家」で数える。また、呂后紀八年にも「夏、江水、漢水溢、流萬餘家」とほぼ同じ地域に洪水の記録がある。規模は「流萬餘家」となっている。流民の規模を「家」で数え、被災住民の把握単位としている。「流萬餘家」を万余の家屋を流失したと読むならば、「流民四千餘家」も民の四千余の家屋を流失したとも読める。逆に八年の洪水も流民万余家を数えた、とも読める。

さて、孔子世家には「弟子及魯人往從冢而家者百有餘室、因命曰孔里」とあり、孔子を慕って墓所の近辺に「家」した者たちが「百有餘室」の規模で、これが後世の孔里となる。「家」が別の単位「室」で数えられることは、「家」が一通りの機能性格に限定されるのではなく、多様な面を持つ厄介な語であることを予感させる。それは、「家族」の呼称も見える『管子』小匡篇の「公修公族、宗修家族」という一文には、「公」に対する「宗」（『史記』五十九、五宗世家「同母者爲宗親」参照）の別があり、「公」「宗」には、それぞれに形成する直系の一門、家眷、家衆、家屬があり、それが「公族」「家族」といった呼称になる。この「家族」は、春秋時代の諸侯国「邦」の「宗」と血縁祭祀連なる「家」の族であり、この「家」とは卿大夫のことであるらしい。

近年、史の移動をめぐる『尹灣漢墓簡牘』元延二年日記（以下日記と略す<sup>3</sup>）を精査した。「日記」の主は師饒、所謂『尹灣漢墓』の墓主で、役職は東海郡卒史、師君兄という呼称でも呼ばれる。「日記」復元を通して、「日記」の主、卒史である墓主師饒字君兄の一日の活動が明らかとなる。彼は、全日所属する廷府や署舎に待機して業務に当たり、用件によつては出張業務を繰り返し返す。そして、彼は一日の旦（鶏鳴から朝食時まで）から、日中（朝食から日中）、夕（日中から舗時）、莫（舗時から日没時まで）、夜（日没から鶏鳴）まで、一日を五区分<sup>6</sup>にして業務を記録する。こうして、一日の終わりを「宿舎」で締めくくる。

主人公師饒は、卒史であるから東海郡治郷の官舎と家(東安侯国領域内に比定)の間を往復する。「日記」冒頭の正月第九日には、「辛未且發宿舎」、早朝家を出て、舎(官舎)に宿泊、翌日「壬申且謁宿舎」、朝で謁見して舎に宿泊する。家と郡治との距離からして時間的に当日の「謁」が避けられているのであろう。第十六日には、「戊寅且謁胃從史休宿家」、朝で謁調、從史に休を申告し、帰宅して「宿家」と言う。また、第十七日には「己卯且發夕謁宿舎」、早朝出立して夕刻に謁調、そして宿舎と言う具合である(拙稿「元延二年日記」と吏の移動」付表「復元『元延二年日記』尹漢漢墓出土竹簡(一)〜(三三三)」参照)。しかしながら、四月五月の二ヶ月は一度も「宿家」の記録がない。逆に六月第六日から月末まで、ほとんどが「宿家」であり、晦日第三十日は「己未病告」と有るが「歸家」との記載はない。確かに、時折、「休(沐)」を乞い、歸家「宿家」することが簡略に書かれている。休を得ての「宿家」については、『史記』日者列傳に登場する賈誼の「出洗沐」について、『漢官』を引用して、五日ごとに沐浴のための日を賜り、官を離れることとの説明がある。しかし、「日記」を見る限り、定期的であったかは不確定である。

記述の最後は、その日の投宿先を書き添えるという形式である。「宿舎」と「宿家」が卒史師饒にとっては日常的行動であり、ほかに「宿傳舎」、「宿(某)亭」とあるのは、「舎(官舎)」と近似的な公の施設での「宿」、そして、知人の私宅と思われる「宿邸」や「宿南春宅」などといった記載も見える。一日をどこに「宿」したかが留意されている。師饒は「宿舎(そのほか自宅以外の某傳舎・某亭・某宅)」と「宿家」の繰り返し生活をしていったということである。

「日記」に見える、吏の「宿舎」と「宿家」という対になる用例には、『張家山漢墓竹簡』所收「奏瀝書」案例二十一では、「夫爲吏居官妻居家而……」と見える夫の吏の「居家」に対して妻の「居家」という対になる用例がある。また、『睡虎地秦墓竹簡』爲吏之道」には吏の五失の一つに「安家室忘官府」を数えているが、この「安家室」の「家室」と「忘官府」の「官府」の対応は「吏居官」と「妻居家」の「居官」「居家」と同義であろう。このほか『張家山漢墓竹簡』「二四七號墓」所收、「二年律令」における「家」の用例は、以下の八例である。

①「主婢奸、若爲它家奴妻、有子。子毋婢主、皆爲奴婢」<sup>(8)</sup>(それぞれ木牘竹簡の写真版簡番号。以下同じ)とあり、自分のところで召し使っていた婢が、後に「它家」の奴妻となって出産した場合、その子がどちらに帰属するかについて規定するもの。「家」が任意の個別集団を示し、「它家」が自家とを識別する。「家」というくくりは確かにあるが、どのように認識されていたかを見てみたい。

② 「吏官去家二千里以上者、二歳壹歸、予告八十日。271」では、「吏官去家」とは、おそらく「爲吏居官」で「去家」すること二千里以上の遠隔地赴任の場合ということで、赴任地が「居家」から「去家」すること二千里以上離れている場合の「歸家」の規定。二年ごとに一回、期間八十日、遠方赴任でも、吏は家と官署との間の往来が保証されている。「家」が吏にとって、国や公と相対的だが、やがて帰るべき場であること。

③ 刑罰処分を受けた者の居住規制の一部、「隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲家室居民里中者、以亡論之<sup>272</sup>」、処罰され隸臣妾城旦舂に服役中の者であったり、有爵者であった者が申し渡される鬼薪白粲に服している場合の規定で、これらの判決にもなつて妻子臣妾家財は「爲收」（差し押さえ）となるので、その「爲收」となつたはずの「家室（妻子臣妾を含む）」が民里中にそのまま存続していることが不法である。であるから、「爲收」を不法に逃れた者として「亡（逃亡罪）」を持つて処罰すると言ふ規定。処罰を受け服役中の本人はもとより、刑徒の同室同居者も県官の収監規定を無視したり逃れた者を「亡」逃亡者として処罰する、と言ふこと。普通、「家室」は民里にある。やがて帰るべき「家室」は「家」を構成する妻子臣妾家財を一括りにする用例（『睡虎地秦墓竹簡』所收「封診式」封守の条参照）と言へる。また、工事への繇賦負担に関する規定では、

④ 「<sup>マ</sup>□<sup>マ</sup>□<sup>マ</sup>工事縣官者復其戸而各其工。大數繇取上手什（十）三人爲復、丁女子各二人、它各一人、勿筭（算）繇賦。家母當繇者、得復縣中它人。278.9」の「復其戸」と「家母當繇者」から、「戸」と「家」との関係が注目できる。「工」として縣官に従事する繇賦負担者について、「戸」と「復」復除を認める。賦役負担者は「戸」を単位として把握するようだが、「家不當繇者」とあつて、「家」には、該当する「當繇者」がない場合の規定で、「戸」と「家」との間の整合性が問題である。ここでは繇賦（勞役）は「戸」単位が原則。しかし、該当する者が「戸」にいない場合、「家」を論う。これは「家」が「戸」と同値同格で扱ふことを前提にしているからか、それとも、「家」中に復除対象たる「戸」が存在しない場合、同県中の「它人」が選ばれる、ということになるのである。工事の復除は「戸」ごとである。であるから「家」に復除対象となる「戸」があるはずだが、ない場合があるということ。この事例は「家」が「戸」を包摂する関係にあることを示唆しよう。

⑤ 「家馬462」、⑥ 「傳公家丞、秩各三百石472」のように職名にも見られる。ともに諸侯王、列侯などの高爵者に配属される王家家臣の吏といった性格のもの。「家」の呼稱自体が爵等などによる家格に裏付けられる性格を持つてるように思われる。

⑦「請中大夫、謁者、郎中、執盾、執戟家在關外者<sup>504</sup>」と、⑧「相國、御史請郎騎家在關外<sup>505</sup>」は、指定の官に任官した者の「家」が關外にある、という表現は、官吏が居家を離れて、場合によっては②の「去家二千里以上」の遠隔地にも赴任することを前提としている。このような「關外」と「關内」の別は「關内<sup>506</sup>夏」と「關外<sup>507</sup>諸侯国」とすれば、『雲夢睡虎地秦墓竹簡』（以後秦簡と略す）「法律答問」の「夏子<sup>508</sup>秦母」の規定を想起させる。そしてまた、『張家山漢墓竹簡』所收「秦獄書」案例三の齊田氏の女南<sup>509</sup>の事件に関わる「從諸侯來誘<sup>510</sup>」罪とか「亡之諸侯」罪との関連を想定させる。この場合の郎史宮内衛士の「家在關外」と言うことは、『主人<sup>511</sup>夫<sup>512</sup>』在官府<sup>513</sup>で史（夫不在の「家」で、妻子（配偶者、子女）と父母兄弟（血縁近親者、父母兄弟）が「居家」している所ということなのであろう。

「二年律令」の「家」字を使用した記事は以上八例である。「二年律令」に現れた「家」とは、郷里に、ともに暮らす共生する人のまゝまりが基となる。①それぞれの「家」と其の家婢の去家後の出産をめぐる産子の問題を規定していて、産子の帰属は「他家」を巻き込む「家」の問題と考えられる。②「居官去里二千里」はどんなに遠方に赴任していても、帰るべき場としての「家」であることを示す。「家室」は、「封診式」封守の差し押さえ項目の最初に登場する「家室」とも重なる。「家室」は「陳王怒、捕繫武臣等家室、欲誅之（『史記』卷四十八陳涉世家）」とも用いられ、同所に「而徙繫武臣等家屬宮中」とも言う。「家室」は「家屬」とも言い換えられるようである。また、③隸臣妾、城旦舂、鬼薪白粲は、刑徒として管理下にあり、民里に雑居しているはずはない。もし、あるとすればそれは不法であり許されることではない。これは暗に刑徒は「家」することが許されていないことを示唆する。当然この身分から出仕「起家」することはできない。④「工者」工事縣官の繇役負担者、「爲復」は「戸」ごとに復除される。しかしながら「戸」に復除対象者がいない場合は「家」に求められる。「戸」は「家」に包摂されるようである。⑤「家馬」⑥「公家丞」は侯家の家吏で「家」呼称は、皇太子の「太子家」、諸侯王家の「王家」、列侯家の「侯家」、外戚家の「母家」の「家」に共通の概念である。⑦⑧「家在關外」もほぼ②に同じ、と整理することができる。

孝文本紀や文帝紀の元年十二月「請奉詔書、除收裕相坐律令」に関して、後漢末の應劭は「一人有罪、并<sup>514</sup>坐<sup>515</sup>其室家（家室<sup>516</sup>）」として、家の構成員の一人の犯罪が、その「室家」を「并<sup>517</sup>坐<sup>518</sup>」、とする。「收裕（または「孥<sup>519</sup>）」は「二年律令」では「收<sup>520</sup>爲收」とも用い、「夫」中心にして一家の一人（夫）が罪を犯すと、「收」の対象は「父母妻子同産」、そして「妻媵臣妾衣器」に及ぶことになる。「家室（文帝紀は「室家<sup>521</sup>）」とはこの「妻子父母同産」という縁坐規定に懸かる人間関係であり、さらに「妻媵臣妾衣器」が「家室」に付随する家財として没

入対象に含まれる。

「日記」に戻って、「家」についてまとめてみたい。吏の在任中の「居官」「在官府」の日々は「宿舍」で締めくくられ、吏が時折「宿家」や葬儀や治病で「歸家」する。その「家」は、妻（婦）の「居家」するのが常態であり、ここでは妻子臣妾たちの生業生活の場となっている。夫<sup>レ</sup>吏としては、公的な所在や業務から解放される私的な所在場所であることを示す。夫が居家する場合は、出仕以前の范増について「居鄴人范増、年七十、素居家、好奇計（『史記』第七項羽本紀）」の「素居家」と記されている。劉邦の場合、出仕以前は、「高祖爲人、（中略）…常有大度、不事家人生産作業（『史記』卷八高祖本紀）」とは、高祖には日頃から「家人」の生産作業に従わなかったという。この「家人生産作業」は「家業」<sup>①</sup>のことで、沛居住の劉家が代々継承してきた生業のこと。また、高祖本紀には、無頼時代のこととして、「高祖每酤留飲、酒讎數倍。及見怪、歲竟、此兩家常折券棄責。」の逸話を載せるが、掛け売りの回収をあきらめた王媪と武負が証書「券」を廃棄して負債帳消しにしたという。この王媪と武負を「兩家」と称する。この「兩家」の家業は酒家として膾炙されている。「家」は「業」との関わりも注目すべきで、司馬遷が「（高祖）不事家人生産作業」と称したのは、「家」ごとに「業」があり、家人との協業を前提としているが、劉邦はこれを顧みず、気ままに暮らしていたので父親に「亡頼」と称されたということである。<sup>②</sup>

始皇本紀には「今天下已定、法令出一、百姓當家則力農工、士則學習法令辟禁（『史記』卷六）」という帝国の理念が見える。「當家」は「居家」と同系統の語で、「當家」「居家」であれば、「力農工」を生業として専念することが想定されている。しかながら出仕して吏となることを望むこともできる。吏となれば「家」と「官（舍）」の二箇所に生活の重心を置くことになる。そこで「五曰安家室忘官府（『睡虎地秦墓竹簡』所收「爲吏之道）」と云う警句が唱えられるのは吏の公的面に重置くべきという倫理観心替えを喚起するものであろう。また、文帝紀の贊に「百金、中人十家之産也」とある中人の「家」は、資産平均「十金」規模とされる（『漢書』卷四文帝紀）。家が持つ資産価値とは田宅妻媵臣妾衣器などで、その「家」の家業との関連も推測できる。

こうして、吏から見た「家」は、夫は出仕して吏となれば居官（宿舍）となり、家は妻の「居家」が常態となる。夫の吏は時折帰宅して「宿家」する。家の吉凶、本人の疾病によって「歸寧」、休帰することもできる。この帰寧も『尹湾漢簡』では「宿家」と記している。居家では家業の経営があり、夫の吏が長期不在であれば、「居家」の嫁妻（婦）の裁量に任せられる。家の吉凶事は「家祠」で行われ、吏の夫が主催であれば、夫の帰宅を俟って行われる。その時は夫が「家禮（祀）」の中心となる。郷里の祭祀については「日記」に記載がないの

で不明であるが、「封診式」毒言のような飲酒を伴った郷里の祭りが行われていた。妻が出席できるとは思えない。夫死亡の際の葬儀は、堂に遺体を安置して殯礼をし、会葬者が遺族に付き添い、その後適所に埋葬する（『奏瀨書』案例二十一）。

こうして「居吏」「宿舍」「忘官府」が「居家」「宿舍」「安家室」と対象の語となる。「家」の語によって表出する観念は、「家室」という実態を前提に、「家」が漠然とした住居空間を示すと同時に、その語を補完する概念化した語と見える。陳嬰の母が嬰に言った言葉、「曰、自我爲汝家婦」とは、陳嬰の父親の妻となると言うことよりも、子嬰との関係で「家」の婦となると言うことに重心がある。劉邦の「常有大度、不事家人生産作業」と記される無頼の暮らしぶりや、范增の「居家」のから「家」の実態が窺えるのではないか。劉邦は亭長の時の、「常告歸之田」について、後漢の儒者孟康は、「歸家治疾也（『史記』卷八高祖本紀）」と注している。劉邦の婦家の口実を治病のためと説明する。「五月、兵皆罷歸家（同上）」罷軍による軍の解散と兵士の郷里への帰還を「歸家」と称する。兵士それぞれの帰るべき場も「家」と称している。

宮人の召し放ちも、「歸家」と記載される。孝文帝紀後元七年の「遺詔」の中に「歸夫人以下至少使」の一文がある。集解は應劭の言を引用して「夫人以下有美人、良人、八子、七子、長使、少使、皆遣歸家、重絶人類也（『漢書』卷四文帝紀、後元七年の「遺詔」も同じ應劭注を引く）」とある。ここでは、「遣歸家」と使役体になっていて、「歸家」は父の家に帰えることで、婚家の召しを待たしむ、つまり「重絶人類」して、宮廷女官たちの将来を重絶することを憚ると解せる。

また、『漢書』高帝紀、四年八月の条には「漢王下令、軍士不幸死者、吏爲衣衾棺斂、轉送其家。四方歸心焉」とあり、戦死者の遺体に「衣衾」をつけ、「棺」に收斂して、その「家」に送り届ける命令を下している。「歸家」は「轉送之家」であって、遺体を「戸」にはなく「家」に送り届ける。また、高帝紀八年十一月の条には、「令士卒從軍死者爲椁、歸其縣、縣給衣衾棺葬具」という記事があり、戦死者の帰還について、その細則要領は、遺体を乗せた「椁（修羅）」と呼ばれる椁状の輓曳具に乗せ牽いて故県に帰還させ、その上でその県が衣衾、棺、葬具一式を支給し、その家に届ける、という命令である。以上から「歸家」は、それぞれが帰属する「家」に帰還する、である。死者への「爲衣衾棺斂」は葬礼に要するもの一式を、支給して遺体に着装し、納棺して「家」に転送すること。

齊王韓信に陳以東を分割して与える策の中で、韓信の帰るべき「家」が楚にあることが韓信の「家」を思う意欲が戦闘力を高めるといった構想が見られる（『漢書』高帝紀五年十一月の条）。家は所在地、韓信の兄がいる、母親の墓についても、列傳は言及するから、内戦中

においても故国故地として認識せざるを得ない、そこに忘却しきれない心情が想定されているようである。「家」は、惠帝紀に、吏六百石以上で「父母妻子與同居」する者、嘗て將軍都尉二千石を経験した故吏は「家唯給軍賦、他無有所與」、とする記載がある。（『漢書』卷二惠帝紀、元年の条）これらの規定にあつた六百石吏及び故吏は、「軍賦」のみの納入で、他は「与るところ有る無し」である。

以上、「家」をめぐる、「守家」や被災「流民」については、「家」で数えられること、「賜爵」恩典付与は「戸」を単位とし、労役徵発は「人」、統計は「口」で数えられること。行政的に「戸」の把握が浸透し、『史記』漢書』の時代には、家の実態が不透明になっていたように思える。周知のように『太平御覽』卷88人事「家」の条には、『説文解字』からの引用一件、『易經』家人の条からの引用が三件、『後漢書』からの引用が一件となっている。唐代では「家」そのものに対する意識が後退したのか、また家の語を表象とするまことに興味関心が薄れてしまったのか、この五件しか採録されていない。注釈者顔師古の時代には、「家」の概念がかなり曖昧となっていたと考えざるを得ない。今となつては不明瞭な「家」の実態と「戸」による実態把握との差は、どこにあるのか。「家」は「戸」や「口」「人」と並ぶ行政上の単位呼称でもあり、「家」と「戸」との関係をさらに整理する必要がある。

## 二 「戸」の規定 —— 「家」との関わり ——

行政上の様々施策において、対象となる民衆をどのように数えるかは前掲の通り、「家」「戸」「口」「人」などの単位であつた。『古地圖（馬王堆漢墓帛書）』<sup>(1)</sup>「駐軍圖」によると、箭道城西の三里は「沛里卅五戸今母人」「路里卅三戸今母人」「胡里并路里」などと「某里某戸今云々」式の記載であり、この里の記載が「駐軍圖」一面に展開する。「里」は「家」ではなく、「戸」と「人」で把握されている。

先に見たように、復除は戸ごとに賜与となる。県工の従事者についての「復」復除は「戸」を単位としてが規定されている。〔マ□□工事縣官者復其戸……248復律〕。縣工に従事しているとその地位にに応じて「勿筭繇賦」となるが、繇賦免除の対象者が「家」内にはない場合の規定が続く。工は「戸」単位に復除の機会がめぐってくるが、「家母當繇者」その「家」の範囲で復除対象者が求められ、該当者がいない場合は、その「復」は「得復縣中它人」と別人に移る。地域に「家」単位の把握と「戸」単位の把握が併存していて、「家」に「戸」を対象とする「復」の有資格対象者がいることになる。

また、『漢書』卷二十四上食貨志には「五口爲當農夫一人」という規定もある。魏の李悝「盡地力之教」の「今一夫挾五口（一夫は一夫田のこと）」とある。鼂錯の文帝へ上奏した文書の一部には、「今農夫五口之家」五口の家と言う。鼂錯は、「今農夫五口之家其服役者不下二人〔漢書』卷四文帝紀〕」と言う。「一戸五口」と言い、「一夫挾五口」と言い、また「五口之家」と言う。「一戸」「一夫」「一家」が五口でつながり、「五口之家」は「其の服役者は二人を下らず」と言う。「農夫」には、はじめから「家」ごとに賦役負担者二人と想定している。場合によって、「口」と言う数え方と「人」という数え方もある。『尹湾漢墓竹簡』『尹湾六號漢墓出土木牘』の「一正『集簿』では、師饒の死没直前元延年間（元帝期BC117年）か、それ以前の集計結果とみられる戸口数を記載する。<sup>15)</sup>

戸 廿六萬六千二百九十 多前二千六百廿九 其戸 萬一千六百六十二 獲流  
口 百卅九萬七千三百卅三 其四萬二千七百五十二 護流

東海郡の集計結果はこのように、戸数口数で一括表示されている。「戸」の末尾、「口」の末尾の「獲流」は、統計直前に起こった自然災害による流亡者を当該郡が再収容したもので、直前の数字が「獲流」で得た戸口数であろう。一万千六百六十二戸、四万二千七百五十二口がこの年、東海郡に再傳籍された。数字の検討は別稿に譲って、このほかにも注目できる記載がある。この木牘の裏面（一反）には「以春令成戸」とあり、

以春令成戸 七千卅九 口二萬七千九百廿六 用穀 七千九百五十一石八斗（マ）升半升 率口 二斗八升有奇

これは、この年、「春令成戸」に関わった者の数で七千三十九戸、男女の別なく合算して二万七千九百二十六口のこと、口ごとに作付け用の種籾「用穀」七千九百五十一石八斗（マ）升半升を配布。これを口数で割ると、一人あたりにすると「二斗八升有奇（あまり）」の配布となる。ちなみに一戸あたりの口数は約三・九七人、一戸あたりにすると約一石というところ。「以春令成戸」は、平帝「元始五（AD1）年」の紀年を持つ『四時月令詔條』<sup>16)</sup>に、

元始五年五月甲子朔丁丑、和中普使下部郡太守、承書從事下當用者、如詔書、書到言。ノ從事史況（6-7行）

●敬授民時、日、揚毅成趨南畝。（8行）【中略】

●右孟春月令十一條。（20行）

この「揚毅成趨南畝」ある記載に該当すると考える。つまり、『尹湾漢墓竹簡』の「用毅」が「揚毅」に、「成戸」が「成趨南畝」、「戸」ごとの田畝への播種に相当し、また、「春令」が「孟春月令十一條」春の行事二十一箇条の内の一つという記述に相当するのでないか。

また、この時期の人の数え方については、「（惠帝）三年、發長安六百里内男女十四萬六千人城長安。三十日罷（漢書）惠帝紀」。また、同年「六月、發諸侯王列侯徒隸二萬人城長安」。そして、五年「春正月、復發長安六百里内男女十四萬五千人城長安。三十日罷」とあり、動員される長安内六百里の男女と諸侯王列侯徒隸を対象として、「人」で数えられている。この城作りは、この年の九月に終了し、五年「九月、長安城成。賜民爵、戸一級」とあり、長安城落成による民爵の賜与は「戸」ごととなっている。この賜民爵の対象は漠然としているが、労役が「人」で数えられ、その褒賞の賜民爵は「戸」ごとである。徒隸は「戸」を形成できないから除外できる。恩恵の付与は、「長安内六百里男（女）」の属する「戸」を対象としたと限定し得る。後世、顔師古は戸ごとに支給される爵はその家長（同所「師古曰、家長受也。」とあるが、「家長」の語は秦漢時代の文献には登場しない）が受けると解している。長安近郊六百里のすべての戸が対象となって労役が課せられたのであるが、その数は二度とも十四万人以上を動員したということである。『漢書』地理志では前漢末期では、京兆尹が十九万五千七百二戸、左馮翊が二十三万五千一百一戸、右扶風が二十二万六千三百七十七戸であり、漢初は秦の遺民がこれに応じたものと想像できる。

「戸」について、例えば『漢書』高帝紀五年「夏五月、兵皆罷歸家。詔曰」の箇所に、「故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身及戸勿事」とあり、復除の対象者は本人と彼が所属する「戸」に限定していて、「戸」ごとに対象者を抽出選抜する。ここの注は、如淳の言を引き、「復」の対象者は「事謂役使也」役使してはならない」とする。また、ここの「戸」については、『睡虎地秦墓竹簡』「法律答問」392簡には、「盜及者它辜同居所當坐」とあり、盜罪やその他の犯罪が立件された場合、容疑者の「同居」

は縁坐する、という規定に続いて、「何爲同居●戸爲同居」という規定がある。「戸」は「同居」者のこと。『漢書』惠帝紀には「今吏六百石已上、父母妻子與同居」とある。この「同居」について、師古注は、「同居、謂父母、妻子之外、若兄弟及兄弟之子等、見與同居業者、若今言同籍及同財也」とするところ、「戸」は父母妻子の外、兄弟や兄弟の子らで、「居業(居と業)」を同じくする者、唐代の語では「同籍」及び「同財」に当たると指摘している。『睡虎地秦墓竹簡』「金布律」152簡では「而死皆出之母責妻同居」と、夫から見て、妻と同居は別個に扱われ、「法律答問」簡では「十五甲母子、其弟子以爲後、與同居」十五甲には子がなく、弟の子(甥)を「後」跡継ぎとして「同居」する、という一節がある。「二年律令」置後律ではまず、「同産相爲後、先以同居母同居乃以不同居378」とあって、「後」の優先順位が「同居」を先にし、「不同居」は後になる。また、「同産379子代戸。代戸必同居數380。」と言う規定があり、父の相続者として直系が絶えた場合は、「同産子」に「代戸」して相続する機会が生ずるが、「必同居數」、同居と同籍が条件とされる。

秦律の「金布律」や「法律答問」の記事から、「戸」は本人と妻と同居の編成で構想されている。「二年律令」收律174-177簡に規定される「爲收」の規定には縁坐する者たちが列挙され、情状により縁坐の対象から外れる者も列挙される。

「罪人完城旦春鬼薪以上、及坐姦府者、皆收其妻子財田宅。」174

これが、庶人の完城旦罪、有爵者の鬼薪罪、姦淫で腐罪となった者の「爲收」の概要で、「妻子財田宅」が対象となっている。①「其子有妻夫若爲戸」174、②「有爵及年十七以上」、③「若爲人妻而棄妻者」2母夫及爲人偏妻爲戸」153、④「若別居不同數者」154、以上の四例である。まず①は、容疑者の子が妻帯していたり出嫁して夫がいて、それぞれ、「爲戸(戸籍登録)」している。②有爵<sup>17</sup>であったり、十七歳以上の場合、③もし「人妻」となっても「棄(離婚)寡(寡婦未亡人)」となった子女、そして夫たるべきものがない未婚婦女の場合や、任意の人の「偏妻」となりながら「爲戸」しているもの。④別居して不同數(父と戸籍別にして異なる場合、は縁坐しない。「戸」の内情と父と戸との関係が問題であること。これに続けて、父に縁坐しない女の「戸」については、本人(女)が罪を犯し、完春刑、白粲刑以上となれば、「收」を執行するが、この場合に「收」は、子や内孫は対象とはせず、財田宅にとどめる<sup>18</sup>など規定されている。特に父夫の犯罪における妻同居「爲收」の外縁が、子が娶妻出嫁で別に「爲戸」している者、有爵者、十七歳以上の男子、出嫁して出戻った「棄

妻」や「寡婦」である女の戸、別居して戸籍に記載のないものという条件であることがわかる。戸は父と妻と同居で構成され、父夫不在でも成立し、同居が成長するにもなって戸も変化する。

このように「戸」は、本人と妻と同居者（子女）で構成するのが秦律漢律の規定であろう。そして「同居」とは独立「爲戸」する前の子女たちと限定することもできる。このような秦律の規定に基づいて、漢でも「戸」単位の数え方が行われ、平行して「家」単位の数え方も行われるのであろう。

「戸」で重要な規定が、父親の死葬後「後」跡継ぎがまず田を選び、它子の「爲戸」を望む者が残りの田を受け取る、と言う規定であろう。ここでは「宅」が明記されないが、父親生前中の分異「爲戸」は、田宅の分異相続がないことが前提として規定されているようである。<sup>(19)</sup>「爲戸」については戸律には、「司寇隱官半宅欲爲戸者許之<sup>20</sup>戸律」と司寇隱官といった刑期満了者、冤罪受刑者の場合でも、「半宅」の受託をもって、「爲戸」することができることになっている。「爲戸」に関しては「戸律」に集中する。「以次先後」とは爵等の先後であり、「戸—田宅」は、それぞれの「戸」が爵制に基づく「以次」によって格付けされている。<sup>(20)</sup>「戸律」と「置後律」とは隣接した状態を対象とする。跡継ぎの「後子」が父母子同産や主母段母から分かれ、主母段母が孽子段子の田を分かち、「爲戸」したいと望むのであれば、許される。「後子」と父母子同産主母段母との関係や主母段母と孽子段子の関係から、複雑な過程が想定されるが、これらすべてが必要に応じて独立して「爲戸」することができる。<sup>(21)</sup>「家」はこうした複数の戸に分離分解して、それぞれの「戸」形成が新たな「家」を形成するとと言えるかもしれない。子は父の「戸」から分異して「爲戸」するし、父の生前でも、子の求めに応じて認められる。また、「不爲戸有田宅附令人名及爲人名田宅者」という行為「爲戸」せず、保有している田宅を他人名義にした場合、また本人に代わって田宅の登記をしてしまう場合、「戍邊二歳没入田宅縣官」の処罰を受けることになる。<sup>(22)</sup>「爲戸」した際に田宅の名義を許した場合と規定と言うことになる。「名田宅」以外にも、「戸時」という時期規定に従って「産子恆以戸時占其……」という、その年の新生児戸籍登録をしなければならない。「自占年」が基本のようにだが、「小未能自占」の場合や「母父母同産爲占者」の場合、担当の吏が比定することが、自占年の条件となっている。この場合吏がその年齢を比定して登録する。自己申請で自分の子や同産の年齢登録が誤っていた場合、三歳以上の誤差は耐罪に処するともある。「自占年」しようとする時点で年齢に下限があり、下限に触れる年齢では父母同産の後見人身元保証人が必要である。<sup>(23)</sup>

「戸時」の規定では「恆以八月令郷部嗇夫吏令史相雜案戸籍」とあり、「郷部嗇夫吏令史」、郷が戸籍更新を毎年八月中に行う。<sup>(24)</sup>郷から県

廷に上呈され保管される籍には戸律に「民宅園戸籍・年細籍・田比地籍・田命籍・田租籍」の各種があげられている。これらが「籍」と称するもで、副本が作られ県廷に送付されること、専用の筭、匣匱の容器に入れ、令丞官職夫の印をして緘封する。<sup>(25)</sup>

財産や財産相続の係争は、あらかじめ交付される「券書」によることなどが明記されている。「券書」がなければこのような訴訟は受け付けない。戸律には「所分田宅不爲戸得有之至八月書戸留難先令弗爲券書」<sup>(26)</sup>とあり、田宅を分配してそれぞれが保持することになったら、八月までに「爲戸」して戸に書き込む「書戸」しなければならない、とある。財産の分与については、「大父母、父母の子孫、同産、同産子」とあり、父母の両親、父母と直系の子と孫、父母の兄弟とその子(甥)、子から見ればいとことの間で奴婢、牛馬羊、他の財物を分与することができる。<sup>(26)</sup>そして「輒爲定籍」すみやかに「定籍」籍を作成する。例えば、「孫が大父母と同居して保養して不善であれば、孫は外居させ、大父母をその(孫の)室に居らしめ、その(孫の)田に食ましめるが、その(孫の)奴婢を買賣したりさせない(財産を減らすようなことはさせない)。<sup>(27)</sup>また、孫が死んで、その母親が代わって「爲戸」した場合、決して死んだ夫の父母を放逐したり、「入贅」入り婿を迎えたり、外道りにその子の財産を取り上げたりしてはならない。<sup>(28)</sup>孫が父に代わって「爲戸」、孫が死んで母親が「代爲戸」するのは、夫、子の父が死亡していることを前提とする。人妻となって「爲戸」することができないのは、夫生存中だからで、夫婦で別籍は認められない。この「爲戸」は戸籍作製、戸籍名義人の変換、戸籍名義人の記載内容変更更新登録などで、「戸」の内容構成の変更更新も含む。期限は、毎年「八月戸時」と限定されている。「戸」の名義人と田宅の変更、「戸」の更新と保全が重視され、行政上の的確な住民動向の情報源と見られる。

さらに、本人死亡で跡継ぎの子男がいなくても相続権者の序列が定められている。この場合、戸の外から入ってきて「代戸」となるが、父もしくは母、父母がいなければ寡(寡婦)、寡がいなければ女(子女)、女がいなければ孫、孫がいなければ耳孫、耳孫がいなければ大父母、大父母がいなければ同産に、同産子が、代戸となる。代戸は傳籍すると必ずその遺族と同居すること。棄妻子と後妻子とともに後継に関与できないこと。さらに後継該当者がいない場合には、その家の奴婢に権利が回る。いったん奴婢を庶人の身分に直し、律の規定によって主の田宅餘財を相続する。奴婢が多くても「代戸」者は一人だけである。また、女子が父母の後となって戸を相続した場合、特に「出嫁」した娘が相続すると、その娘が相続した戸の田宅を、配偶者の夫が「盈」つまり加分して自分の田宅として登記してしまうことがある。この一節は難解であるが、棄妻(離縁)や夫が死んだ妻(寡婦)は、子がなければ「復取以爲戸」と父からの相続分を取り戻し

て「戸」を形成することができる<sup>(32)</sup>。もし子を為したのであれば、その相続分は子に継承されるから、棄妻の場合はその財（嫁入り時の財物）を与える<sup>(33)</sup>と解してみた。

これに続く「戸律」の記載は、次のようであり、

寡爲戸後子田宅比子爲後者爵其不當爲戸後而欲爲戸以受殺田宅許以庶人子田宅●母子<sup>(34)</sup>其夫<sup>(35)</sup>母子其夫而代爲戸●夫同産及子有與同居數者令母質賣田宅及入贅●其出爲人妻若死令以次代戸<sup>(36)</sup>（二年律令「戸律」）

「寡」は寡婦のことであり、彼女が「戸後」となった場合の規定である。この「戸律」の相続規定は「戸」継承が「戸」に付属する家財利権の継承であると言うことができる。爵は戸ごとに賜与される。父の戸から子の戸ができ、子の戸が父の戸から分離する。父が死ぬと父の戸は、同居しているはずの「後」に相続されるが、「後」となる子がいない場合、その父母妻子同産の間で相続順序に従って「後」が決まる。おそらく「歸戸」とは「後子」に指定された子の戸が同居のために父の戸に吸収されるのである。類似の行為で、有力な縁者が鰥寡孤兒病老の縁者の戸を吸収することも想定しうる。『史記「孝文本紀」』にも、孝文帝即位の年正月の賜民爵では「因賜天下民當代父後者爵各一級」と跡継ぎの子に各一級であり、家とも戸とも言わないが、父の爵を継ぐ者が指定されている。

また、高帝紀、二年十一月のこと「漢王還歸、都櫟陽、使諸將略地、拔隴西。以萬人若一郡降者、封萬戸<sup>(37)</sup>」とある。師古は、「萬人」もしくは郡を降した場合に「封萬戸」と称していて、「萬戸」は一郡攻略の功績に対する褒賞とする。隴西地区は、一郡が一万人と称されていたのかもしれない。領民の単位としては、文帝紀四年、「夏五月、復諸劉有屬籍、家無所與。賜諸侯王子邑各二千戸」ともあり、千戸、万戸で数えられていた。

しかし、文帝紀、十二年の条に、

又曰、「孝悌、天下之大順也。力田、爲生之本也。三老、衆民之師也。廉吏、民之表也。朕甚嘉此二三大夫之行。今萬家之縣、云無應令、豈實人情。是吏舉賢之道未備也。其遣調者勞賜三老、孝者帛人五匹、悌者、力田二匹、廉吏二百石以上率百石者三匹。及問民所不便安、

而以戸口率置三老孝悌力田常員、令各率其意以道民焉。(『漢書』卷四文帝紀)

「今萬家之縣」とあつて、縣の規模を「萬家」と借定している。このように県の規模、封邑の規模を表すのに「戸」と「家」とは混同されている。あるいは意識的に使い分けがされているのかも知れない。徙民に關しての呼称は、高帝紀九年十一月の條に、「徙齊楚大族昭氏、屈氏、景氏、懷氏、田氏五姓關中、與利田宅(『漢書』卷一高帝紀)」とあり、齊楚の大族五姓の徙民が記されているが、「家」単位であつたのか「戸」であつたのが明記がないが、「與利田宅」と「家室」「戸」に直結する資産が保証されたことが伺える。

以上「家」が単位として登場するのは、高帝紀、二年「春正月」の條、「關中卒從軍者、復家一歲。」の家ごとに一歲とあるが、別所では、『漢書』高帝紀五年「夏五月、兵皆罷歸家。詔曰」の箇所に、「故大夫以上賜爵各一級、其七大夫以上、皆令食邑、非七大夫以下、皆復其身及戸勿事」とあり、復除の対象者が本人と彼が所屬する「戸」に限定されている。注は、「復其身及戸勿事」とあり、「事謂役使也」、つまり、役使してはならないとする如淳の言を引く。「復家一歲」の「家」と「復其身及戸」の「戸」とは同じなのであるうか。「家」は父母あることを前提とするから、子が分異する前の父の戸ならば、子から見ると父の「戸」を「家」とは言える。このように帝國形成からその全盛期にかけて、行政上の「戸口」による把握が行われ、「家」による地域把握、規模把握は後退したように見える。また「戸律」の規定の充実ぶりは「家」よりも「戸」を優先していることをうかがわせる。戸を単位として、父戸の爵や家室を後子が相続することを明文化したことで、「家」の持つ諸特性が、戸に移行したと考えると良いのではないか。

### 三 「歸家」の「家」について

父の既得の田宅妻子臣妾衣器畜産は、「戸」毎に簿に記録されて行政に掌握される。父の死去による世代交代は「戸」の相続という大事を迎える。『張家山漢簡』「戸律」では「戸」の首者父についてや妻子田宅臣妾衣器畜産について、種々の規定が明文化されており、前述のように、父子間の相続規定の内容を概観することができる。しかし、「家」についての明確な規定はない。関連語の「家室」や「家罪」などから類推するほかはない。

まず、「家」は『説文解字』では、「家、居也。从宀豕省聲。」とあり、居（または尻）が「家」の義である。劉邦の舅になる呂公の「因家」について、「單父人呂公善沛令、辟仇、從之客、因家焉<sup>34</sup>」とあって、故郷を「辟仇」を理由に離れ、旧交のあった沛公（沛県令）を頼って沛縣に移住し「客」遇の身となったが、ここに家することになる。この「客（容客、客遇）」という契機による「因家」の意が窺える。戸ごとの傳籍はあっても、「家」ごとの傳籍は不明である。『雲夢睡虎地秦墓竹簡「日書」』では、庶民の個人的移動、「客」奇の受容が占の話題となる。「日書」では、「客」「寄」という行為が、主家に吉をもたらす兆しとなるか、主家に乗っ取るような凶の兆しとなるかに言及するところがある。<sup>35</sup>吉であれば、該地の地縁の支持、郷党有力者に保護に頼って「家」を為すことになるのである。「家」とはどのように考えられていたのであろうか。

越王句踐に仕えた范蠡について、「居家則致千金、居官則至卿相（『史記』卷四十一越王句踐世家）」と称されるのは、家業に専念して繁栄を招いた私的な「家居」の暮らしと、吏として高位を極めた公的な「居官」の暮らしの二面での大成功のことである。「家居」の面については、次男の訴訟をめぐる逸話がある。「家有長子曰家督」である長男は、范蠡の跡継ぎに確定しているが、彼の正直で儉約的な処世観が、釈放を期待していた弟の訴訟に破れる帰結となった故事である。この物語の中で「家―父―長子」の関係の相続者としての長子の基軸に「家」が形成されていることを再確認する。

『呉子』には、「有死事之家、歲使使者勞賜其父母、著不忘于心（『呉子』勵士）」と言う記載があり、「死事之家」と言う形で、戦争功績者の「家」が取り上げられ、その功績の顕彰が、「以賜從軍死事者家（『史記』卷百二十汲鄭列傳）」と、從軍して戦死した者の「家」の遺族に恩典褒賞を賜与する。国の慶事にともなう賜爵賜牛酒などでは、賜与は秦漢時代では「戸」単位、郷里ごとにとまとめて行われた。恩典賜与は、当然「戸」の首者が拝受するはずだが、該当者が戦死している場合は、「戸」の受ける分を「父母」が受領すると言うのではないか。これを「家」ごとの賜与と称するのではなからうか。「家」は主柱となる人物を中心に形成される。

高祖六（BC201）年の条「高祖五日一朝太公、如家人父子禮（『漢書』卷一高帝紀）」とあり、劉邦が、五日に一度、父親太公に朝拝するという記事から、「家」では、劉邦は父太公に対して同居する「家人」が行なう父への拝礼を行っていたと言う。「家人」という括りでは、「家」は父が子の拝礼を受ける家礼の場であり、萬石君の父子同居も家礼の実例として貴重な証言となる（『漢書』卷四十六萬石衛直周張傳）。萬石君この礼による父子の結びつきが「家」の基本と言うことだろう。父を中心に、家人が一体となって行なう祭りが「家祠（祀）」と言う

事になる。

「封診式」毒言に、「丙家節有祠召甲<sup>二</sup>等<sup>三</sup>不肯來<sup>〇</sup>亦未嘗召丙飲<sup>〇</sup>」(睡虎地秦墓竹簡「封診式673+674」)とあり、この「家節有祠」その家に祠祀があれば各家の伝統格式にしたがって祭祀儀礼が行われ、近隣の「他家」がこの「家」の祭祀に連なることで連帯感を強めたと思われる。また、里ごとにも「里節有祠丙與里人及甲等會飲食皆莫肯與丙共楛器甲等(同654)」と里ごとの祭祀の開催されることが示されている。「里節有祠」とある村の祠祀では、「里」の構成「家」のがすべて出ての共同祭祀で、成員の全員参画の大切な行事である。某「家」の祭祀に近隣の「家」が参画し、共同の里祠には里を構成する各「家」が共催で祭祀を行う。祠に関する参画共催は「家」を単位として

いる。

商鞅変法により秦で実施された什伍連座は「令民爲什伍、而相收司連坐(『史記』卷六十八商君列傳)」は、漢帝国にも継承され尹賞伝に「名爲虎穴、乃部戸曹掾史、與鄉吏亭長里正父老伍人、雜舉長安中輕薄少年惡子(『漢書』卷九十酷吏傳)」と見えるように、輕薄少年や惡子取り締まりに郷吏亭長里正父老と並んで「伍人」が登場する。顔師古はこの伍人に注して、「五家爲伍、伍人者、各其同伍之人也」と言う、「五家」が伍を形成するとする。同伍の「伍人」が伍を組み、その伍を同じくする「家」の主が「伍人」である、と解する。同「法律答問」では「何謂四鄰」の条に、「可謂四鄰<sup>〇</sup>卽伍人謂<sup>〇</sup>」とあり、「四鄰」とは「伍人」のこととも答えている。この「同伍」は「家」を単位として編成されるのである。「伍」の原形は『史記』卷三十二齊太公世家に「高倭修鄰國政、連五家」とある。管仲の起草とされる「連五家」であり、集解は『國語』を引いて、「管子制國五家爲軌、軌十爲里、四里爲連、十連爲鄉、以爲軍令」と説明する。「五家一軌」も「家」を単位としている。春秋時代では、「家」と言えば卿大夫の身分の「家」のことと考えられているので、当時大夫家がどれくらいあったか、などと考えると、爵制に基づく秦漢什伍制度は、『管子』になぞらえたその亜流ではないのか、と思える。『史記』卷三十三魯周世家では「三家共伐公、公遂奔。」とある。この「三家」とは、魯の昭公を伐った孟孫叔孫季孫の三桓氏のことである。

また、同「秦律十八種」傳律では、「二甲典老弗告各一甲伍人戸一盾皆<sup>〇</sup>」(西大)之●傳律682、戸籍上の業務方法や記録事実に不正があった場合に伍人は「家」ごとではなく、「戸」ごとに一盾の罰金と規定されている。「五家」で「伍」を作り、罰則は「戸」ごとに徴収されるのである。この「法律答問」該所で整理小組の現代語訳では、「家」と「戸」を混淆していて、「戸」ごと一盾の罰則を、「每家罰一盾」と解していて、「戸」と「家」の書き違いに拘りが無い。

「二年律令」戸律のように、「戸」の規定が明文化されると、明文化のない「家」についてもどう扱ったら良いか。「戸」に比べ、「家」は個々に個性のなかりかたを示す。始皇は「今天下已定、法令出一、百姓當家則力農工、士則學習法令辟禁（『史記』卷六秦始皇本紀）」と制し、「百姓」はもし出仕せずに「當家」するなら、当然農工に励むべしとのこと。出仕を望むのであれば法令禁辟を學習するべし、と行うことである。それがもし「夫諸侯而驕人則失其國、大夫而驕人則失其家（『史記』卷四十四魏世家）」とあるように、諸侯王の身で、あるいは大夫の身で、人に驕り高ぶることがあれば、その国や「家」そのものの存続が危うくなると戒められている。この諸侯の「國（邦）」に対応して大夫の「家」が取り沙汰される。国も家も、適切な方針と的確な経営を心得えねばならない。それが魏文公が良相冊立を里克に尋ねたときの『家貧則思良妻、國亂則思良相（同上）』の言に伺える。「家」が貧であれば良妻を思うとは、「家」の切り盛りとして婦人の尽力が欠かせないこと、「家」は夫だけでは立たず、「婦」を娶ることによって対応できるようになる。陳嬰の母は寡婦の立場で、「謂嬰曰、「自我爲汝家婦、未嘗聞汝先古之有貴者。今暴得大名、不祥。不如有所屬、事成猶得封侯、事敗易以亡、非世所指名也（『史記』卷七項羽本紀第七）」と言ひ陳家の婦となり家の切り盛りをしてきた経験から、先代に高い身分に就いた者はなく、今急に「大名」を称するのは不祥と、陳嬰に忠告する。それは、民衆に推戴される息子陳嬰に、伝来の家業に鑑み、自重するように諭すところである。また、魯周公世家に『詩』母逸篇を引いて「爲人父母、爲業至長久、子孫驕奢忘之、以亡其家、爲人子可不慎乎（『史記』卷三十三魯周公世家）」という。人の父母と為りては、家業を長久に致しめようとするのが当たり前。しかし、子孫が、驕奢にしてこれを忘れれば、その家を滅ぼすことになる。人の子と為りては慎まざるべからず、と歌っているというのである。これが後に現実となり、魯公家は「爲家人、魯絶祀。」となる。「家人」となり祭祀の主権を失うから「祀」が絶え、「家祠」も滅ぶのであり、それで魯の祭りごとが絶えてしまったということである。また、夫のいない「家」もあり、それは寡婦棄妻の場合であり、彼女が「贅壻」を迎えることで維持できる場合もあった。『史記』卷六秦始皇本紀「三十三年、發諸嘗逋亡人贅壻」とは、集解が臣瓚の言を引き、「贅、謂居窮有子、使就其婦家爲贅壻」と説明し、その婦の「家」に就いて「贅壻」となるとしている。この「家」の場合、婦が「家」の中心となる。

「家」は、その中心に「家祠」とその祭りを主催する父がいて、外から「婦」を娶り「家」の切り盛りを任せ、また夫婦の間に子をもうけ火継ぎとする。侯伯大夫がその位を失うと「家人」となる。家人には宗家の祭祀を取り仕切ることほできない。だから「絶祀」というのである。仕官して吏となることを前提とすれば、如淳の「家業世世相傳爲疇。律、年二十三傳之疇官、各從其父學」とあるところ

に落ち着くのであろう。こうして出仕すれば、父の後を継ぐにしても「家」を起こすことになる。「居吏」「在官府」はその意味で重要となり、爵の官職対応、爵身分の尊重もそれなりに意味があったことになる。

劉邦の沛縣の下吏であったころ、「高祖嘗告歸之田」の記事があり、相者の予祝のような話へと続く。『史記』の記載では、「呂后與兩子居田疇耨」、呂后が二人の子と農作業中老父が呂后と二子の人相を覩たという話で、劉邦はその直後に「旁舍」から出てくる「高祖適從旁舍來」。記事には季節節について書かれないが、農繁期で家中が協力して農事に従事していたのに高祖は旁舍にいた。「在家室里中」里中にいなかったから、「告歸之田」と記載も領ける。劉邦が「告歸之田」と言うのは、東海郡卒史師饒の「宿舍」と「宿家」の二重生活と同じように、出仕先の泗水亭長の亭と彼の「宿家」すべき「家」との間を規定に従って往来したということであろう。

沛に反乱軍が迫ったとき、劉邦は「今父老雖爲沛令守、諸侯並起、今屠沛。沛今共誅令、擇子弟可立者立之、以應諸侯、即家室完。不然、父子俱屠、無爲也(『史記』卷八高祖本紀)」と選択を迫る。沛の父老たちに「室家完」か「父子俱屠無爲」かの二者択一である。『漢書』高帝紀は「室家」に作る。高祖本紀の「室家」の倒置で、この異同について注に説明はない。ともかくも「室家(室家)完」であれば「父子俱生有爲」であるはず。劉邦は「吾非敢自愛、恐能薄、不能完父兄子弟」と謙遜しながら、問題点が沛全体の「完父兄子弟」であることを示す。つまりは「室家(室家)」とは沛の「父子俱生」「完父兄子弟」である。

この「室家(室家)」は、漢王二年の夏四月、彭城の攻防に破れて敗走中、高祖本紀は「漢王之敗彭城而西、行使人求室家、室家亦亡、不相得。敗後乃獨得孝惠」とあり、逃走中に沛付近を通過したとき、沛に残した自分の「室家」を搜索させた。しかし、「室家」はすでに自主的に退去逃亡して、孝惠魯元の二子を救出しただけであった。その他の者たちとは合流できなかった。かつて「亡頼」であった、劉邦は確実に「家」を形成しており、沛の父兄子弟とともに暮らす「室家(室家)」を伴っていた。「家」は「室家(室家)」として把握され、父子を軸にした妻子女子父母臣妾の人間関係に妻媵田宅衣器畜産の家財と一括りされる。そして、それが地域社会の他家の父兄子弟と相伍する。

「家」とは、「戸」が賦税の付加や恩典の賜与の単位として機能する政治経済的性格であることから離れた、生来的紐帯感と地域協業の不文律で結びついた人間関係なのであろうか。劉邦が沛の父老たちに迫った決断は、事が成らなかったとき「秦種族其家」となることであった。劉邦が挙げた「室家完」の状態と「父子俱屠無爲」あるいは「不能完父兄子弟」とは、勝ち抜いて生き残るか、「家」ごとが族刑

となり、反乱参加者の「家室（室家）」やそれに関係する人を誅殺されるか、である。だから、蕭、曹（等）（高帝紀に無し）皆文史、自愛、恐事不就、後秦種族其家、盡讓高祖。（『史記』高祖本紀、『漢書』高帝紀）反乱が失敗したときのことを憂慮して当時の有力史蕭何曹參は遠慮して劉邦に譲ったと書かれる。この「秦種族其家」の一節、師古は、「誅及種族也」として、「種族」の根拠を示さずに、「誅」が「種族」に及ぶこと、族滅するの意とする。「種」には殺や滅の意はない。『史記』の三家注も、王先謙『漢書補注』も触れていない。師古の「誅すこと種族に及ぶ」を是とする。「其家」とは、反乱の首謀者に組した沛の父兄子弟の「家」であり、「族滅」の処罰を受けることを恐れた。項羽の言に「乃曰、懷王者、吾家所立耳、非有功伐、何以得專主約。本定天下、諸將與籍也（『漢書』高帝紀）」とあるが、ある意味、項羽の「吾家」は我が一党の意に近い。

では、「家臯」あるいは「家罪」について、この犯罪は、本来「非公室告」の「家罪」と呼ばれる父の教令権の下の「家」で起こった秦漢法令の治外法の扱いであると想定される。例えば、家人の告訴を禁じられている父親の犯罪、父親が黙認した子奴婢の父主に対する犯罪は、事件現場の「室」を特定することすら必要としない。「子告父母臣妾告主非公室告勿聽●可謂非公室告●主擅殺刑髡其子臣妾是謂非公室告勿聽而行告者○臯已行它人有○襲其告告之亦不當聽○」。「子告父母」「臣妾告主」という告訴が「非公室告」と呼ばれる。この条では「父がその子や臣妾を擅殺し髡刑に処すこと」が非公室告とされる。非公室告を行った者に、具体的には父親の行なった自家の息子臣妾に対する擅殺刑髡など、国法に基づかない刑罰処罰について、子や臣妾が告訴した場合、これ告訴を「非公室告」として扱う。告訴不受理、告訴自体を却下してしまう。また、「告者臯」を適用して息子臣妾を立件し処罰する。他人が子の告訴を踏襲して訴えても「不當聽」門前払いにするのである。「公室」とは秦王室であり、「家室」の対語にあたるかも知れない。

また、「家人之論父時家臯毆父死而捕告之勿聽可謂家臯」者父殺傷人及奴妾父死而告之勿治○。「家人の父の存命中の家臯について論ず」とは、何を「家臯」というのか。父が死去して存命中の家罪を被告を拘引して告訴しても、「不聽」で立件しない。告訴を立件しないのは、父の存命中の「家臯」は、父の独自の裁量で完了しているからとも考えられる。「家臯」は家の主父の家人に対する体罰刑罰ということであろう。この条後半には、父が人及び奴妾を殺傷したことを父の死後になって、不特定者が父の生前の家庭内で行なった体罰刑罰を犯罪として告訴したということである。さらに、「葆子以上未獄而死若已葬而誦告之亦不當聽治勿收皆如家臯○」。「葆子」は有爵者の呼称であるが、有爵者を被告とする未獄案件で、被告容疑者が立件以前に死亡したり、すでに死んでいて葬儀も終わっているような場合、

「誦告」しても、「家臯」と同様の対処をして「不當聽治」とし、妻子臣妾衣服畜産に対する「收」差し押さえも行わないのである。

それは、「もう一つの家臯」、父子同居者の父存命中の犯罪行為についても言える。

「可謂家臯●父子同居殺傷父臣妾畜産及盜之父已死或告勿聽是冒家臯」<sup>118</sup>冒頭「家臯」とは何かで始まる。父子同居者が父の臣妾畜産を殺傷毀損して、被害を残した場合、父の死後に第三者が告訴したとしても、告訴は棄却とする。なぜなら、このように行為は「家臯」であるから。「家臯」は父の生前の犯罪だけではなく、父子同居の状態でも父存命中の表沙汰にならなかつた父の家で行われた犯罪も「家臯」に包摂すること。「家臯」あるいは「非公室告」は、父存命中の家外では犯罪として立件されるべき家内で起こつた犯罪でも、家庭内の犯罪的行為は父の裁量にゆだねられていたと言ふことか。「家臯」の「家」は「非公室告」の「非公室」ことであろうかと推測できる。

## 終わりに

こうして、出土資料と伝承文献の「家」を整理してみると、今日使用する「家」とは違った意義に偏していると感じる。まだ言及できなかった史料を簡単に紹介したい。

司馬遷『史記』卷四十三趙世家には、「家聽於親而國聽於君」は「子不反親、臣不逆君」、親は父のこと、家は子の意味を含んでいる。

卷四十四魏世家「夫諸侯而驕人則失其國、大夫而驕人則失其家」、驕人であれば、諸侯は国を、大夫は家を失う。家は国より小さく国内に大夫の家は散開する。

卷四十九「褚先生曰蛇化爲龍、不變其文、家化爲國、不變其姓」。蛇が龍と為るように、家も化して国になる。家と国は本質的に同じものがある。

卷五十二齊悼惠王世家「齊王母家駟鈞」代王母家薄氏、王の母家、王太后の実家外戚のこと。

卷五十九伍宗世家「而母五人、同母者爲宗親」。宗は母家の力を借りて封建され新たな「宗親」始祖となる。

卷六十三三王世家制曰「其議以列侯家之」。家は、列侯家、列侯家の子男を独立した列侯家とすることが尊卑の序を乱すと問題になる。「而家皇子爲列侯、則尊卑相踰」、家の皇子を列侯と為す。同索隱「謂諸侯王子已爲列侯、而今又家皇子爲列侯」。

「家」に対する觀念が現代の感覺とだいぶ違う。「家」は、春秋戦国から秦漢帝国への流れの中で王家宗家公家とほぼ対等な規模から、

複合的な組み合わせがあり、宗家の興亡にもなつて変化していったものであろう。やがて国家の発展にもなつて独自性を失つて、国邑から郡県に展開して、行政上、戸に編成され統括されるようになるが、「家」の本質は、宗に対する「家」、父を中心に祖から継承を前提に、家婦の協力によつて子孫に繋ぐ意義があり、この意味で諸侯国、大夫家と、秦漢の「家」とは同類であり、その法的な類似性が「家」非公室告の呼び名に残存するのではないか。しかし、『太平御覽』では「家」に関する記事は五件を掲載するのみとなっているのである。

註

- (1) 鈴木直美「中国古代家族史研究—秦律漢律に見る家族形態と家族観—」刀水書房、2012年。
- (2) 「中国古代の「家」と国家」、岩波書店、1979年。「第一章古代姓氏制の展開と「家」の成立」、第一節)。
- (3) 『史記』卷八高祖本紀、『漢書』卷一高帝紀「十二月、詔曰、『秦皇帝、楚隱王、陳涉』、魏安釐王、齊愍王、趙悼襄王皆絶亡後。予守家各十戸、『其與秦』始皇帝『守家』二十家、『楚、魏、齊各十家、趙及』魏公子亡忌『各』五家。『令視其家、復亡與它事』。」「部分が史漢の記述の異同。以下同じ。
- (4) 中華書局版考勘記「錢大昭曰「江水」下脱「漢水」二字。按景祐、殿本都有、通鑑亦有」とある。
- (5) 史の移動については、大庭脩「漢代官吏の勤務と移動」『秦漢法制史の研究』所收、第四編第五章、567-592頁、創文社、1992年、に詳しい。また、拙稿「史の移動と『宿』—始皇三十四年賦、『元延二年日記』を手がかりとして—」中央大学人文科学研究所『人文研紀要』第六十八号、2010年、に整理した。
- (6) 五分分について、『尹灣漢墓簡牘』所收「尹灣六號漢墓出土竹簡」二、77-89簡、145頁。拙稿「『元延二年日記』と史の移動—史の移動をめぐる『尹灣漢墓簡牘』所載「元延二年日記」による検討—」『國學院大學紀要』卷四十八、2010年、参照。
- (7) 『睡虎地秦墓竹簡』所收「爲吏之道」701。なお、『睡虎地秦墓竹簡』整理小組、文物出版社、新華書店、1977年。『雲夢睡虎地秦墓』、『雲夢睡虎地秦墓』編写組、文物出版社、新華書店北京發行所、1981年。『雲夢睡虎地秦墓竹簡』雲夢睡虎地秦墓竹簡整理小組編、文物出版社、新華書店、1978年。『睡虎地秦墓竹簡』睡虎地秦墓竹簡整理小組、文物出版社、新華書店、1990年が刊行されている。
- (8) 収監規定については、拙稿「秦漢交代期の亡人の発生とその追捕—秦律・奏讞書から見た社会変動—」『アジア史における制度と社会—アジア史研究第二十号—』白東史学会、刀水書房、1986年。拙稿「夫の犯罪と妻子の没入—出土資料による検討—」『國學院大學紀要』第四十六号、2009年に整理した。

(9) 『漢書』卷四文帝紀元年の条、「十二月、立趙幽王子遂爲趙王、徙琅邪王澤爲燕王。呂氏所奪齊楚地皆歸之。盡除收柩相坐律令」。應劭曰、「柩、子也。秦法、一人有罪、并「坐」其室家「↓家室」。今除此律。」師古曰、「柩讀與奴同、假借字也。」「史記」孝文本紀當該箇所の應劭注では異同があり、「坐」字が追加され、「室家」を「家室」に作る。

(10) 拙稿「夫の犯罪と妻子の没入―出土資料による検討―」『國學院大學紀要』第四十六卷、2009年。「爲戸」をめぐる田宅の継承は、子の戸が父の宅(住居)の所に地に更新される意味もある。

(11) 前掲拙稿「夫の犯罪と妻子の没入―出土資料による検討―」に詳述。

(12) 『漢書』卷一高帝紀九年冬十月、高祖無賴、顔師古は應劭の説を是とする。

(13) 『漢書』卷一、高帝八年の条、「十一月令士卒從軍死者爲柩、歸其縣、縣給衣衾棺葬具。」の「縣給衣衾棺葬具」について、如淳曰、「棺音貫、謂棺斂之服也。」臣瓚曰、「初以柩致其尸於家、縣官吏給棺衣更斂之也。金布令曰「不幸死、死所爲柩、傳歸所居縣、賜以衣棺」也。」師古曰、「初爲柩、至縣更給衣及棺、備其葬具耳。不勞改讀音爲貫也。金布「者、令篇(者)(名)、若今言倉庫令也。」とある。また、「二年律令」賜律の、「耐死官者、居縣賜棺。284簡」「一室二殯在堂、縣官給一棺、三殯在當「堂」、給二棺。288簡」に対応する。

(14) 『馬王堆漢墓帛書』『古地圖』馬王堆漢墓帛書整理小組編、文物出版社、1977年。

(15) 池田雄一「尹湾漢簡―里と地方行政―」『中国古代の聚落と地方行政』地方行政編第八章三、643-651頁、汲古書店、2002年。参照。

(16) 胡平生、張德芳『敦煌懸泉漢簡釋粹』上海古籍出版社、2001年、所收。

(17) 賜民爵は戸ごとに賜与され、師古は「家長」が受領すると解す。惠帝紀、「九月、長安城成。賜民爵、戸一級(師古曰、「家長受也。」)爵は戸ごとに、戸を單位として賜与される。

(18) 「戸律」174-177簡、「罪人完城旦舂鬼薪以上及坐姦府者皆收其妻子財田宅其子有妻夫若爲戸有爵及年十七以上若爲人妻而棄寡者」に「皆勿收坐姦略妻及傷其妻以收母收其妻」に「夫有罪妻告之除于收及論」妻有罪夫告之亦除其夫罪●母夫及爲人偏妻爲戸若別居不同數者有罪完舂白」に「6築以上收之母收其子内孫母爲夫收177」詳しくは拙稿「夫の犯罪と妻の没入―出土資料による検討―」(『國學院大學紀要』第四十六卷、2009年)参照。また、冒頭の「罪人完城旦舂鬼薪以上」は、免責規定なので、「以下」の誤りではないか。前稿とは、この部分の解釈が変わった。

(19) 「二年律令」置後律「不幸死者令其後先子擇田乃行」其餘它子男欲爲戸以爲其□田予之「其已前爲戸而母田」宅「不盈得以盈宅不比不得33」。

- (20) 「二年律令」戸律「□卒歲不得以庶人律」未受田宅者郷部以其爲戸先後次編之久爲右久等以爵先後有籍縣官田宅上其廷令輒以次行之<sup>328</sup>田宅當人縣官而詐代其戸者令贖城旦沒入田宅<sup>329</sup>代戸買賣田宅郷部田耆夫吏留弗爲定籍盈一日罰金各二兩<sup>330</sup>。
- (21) 「二年律令」戸律「諸後欲分父母子同產主母段母及主母段母欲分孽子段子田以爲戸者皆許之<sup>331</sup>」。
- (22) 「二年律令」戸律「諸不爲戸有田宅附令人名及爲人名田宅者皆令以卒戍邊二歲沒入田宅縣官爲人名田宅能先告除其<sup>332</sup>罪有畀之所名田宅它如律令<sup>331</sup>」。
- (23) 「二年律令」戸律「諸民皆自占年小未能自占而母父母同產爲占者吏以□比定其年自占<sup>333</sup>子同產年不以實<sup>334</sup>耐產子者恆以戸時占其<sup>335</sup>罰金四兩<sup>327</sup>」。
- (24) 「二年律令」戸律「恆以八月令郷部耆夫吏令史相雜案戸籍副臧其廷有移徙者輒移徙及年籍爵細徙所并封留弗移<sup>336</sup>不并封<sup>337</sup>及實不徙數盈十日皆罰金四兩數在所正典弗告與同罪郷部耆夫吏主及案戸者弗得罰金<sup>338</sup>各一兩<sup>339</sup>」。
- (25) 「二年律令」戸律「謹副上縣廷皆以篋若匣置盛緘閉以令若丞<sup>340</sup>官耆夫印<sup>341</sup>」。
- (26) 「二年律令」戸律「民大父<sup>342</sup>母<sup>343</sup>子孫同<sup>344</sup>產<sup>345</sup>子欲相分予奴婢馬牛羊它財物者皆許之<sup>346</sup>」。
- (27) 「二年律令」戸律「孫爲戸與大父母居養之不<sup>347</sup>善令孫且外居令大父母居其室食其田使其奴婢勿買賣<sup>348</sup>」。
- (28) 「二年律令」戸律「孫死其母而代爲戸令母敢遂夫父母及入贅<sup>349</sup>及道外取其子財<sup>350</sup>」。
- (29) 「爲人妻者不得爲戸<sup>351</sup>民欲別爲戸者皆以八月戸時<sup>352</sup>非戸時勿許<sup>353</sup>」。
- (30) 「二年律令」戸律「死母子男代戸令父若母母父母令寡母寡令女母女令孫母孫令耳孫母耳孫令大父母母大父母令同<sup>354</sup>產<sup>355</sup>子代<sup>356</sup>戸<sup>357</sup>必同居數棄妻子不得與後妻子爭後<sup>380</sup>」。
- (31) 「二年律令」戸律「死母後而有奴婢者免奴婢以爲庶人以<sup>358</sup>人律<sup>359</sup>之<sup>360</sup>主田宅及餘財<sup>361</sup>奴婢多代戸者母過一人先用勞久有<sup>362</sup>子若主所言吏者<sup>363</sup>」。
- (32) 「二年律令」戸律「女子爲父母後而出嫁者令夫以妻田宅盈其田宅<sup>364</sup>不比弗得其棄妻及夫死妻得復取以爲戸棄妻畀之其財<sup>365</sup>」。
- (33) 「漢書」卷一高帝紀、師古曰、「若者、豫及之辭、言以萬人或以一郡降者、皆封萬戸」。
- (34) 「漢書」卷一高帝紀、當該の師古曰は、「與沛令相善、因辟仇亡匿、初就爲客、後遂家沛也。仇、讎也、音求」。
- (35) 拙稿「市に集まる人々―張家山漢簡『秦讞書』案例二十二をめぐって―」中央大学人文科学研究所編、「研究叢書」一三三「アジアにおける方と国家」中央大学出版部、2000年。拙稿「秦漢交代期の亡人の発生とその追捕―秦律・秦讞書から見た社会変動―」『アジアにおける制度と社会』『アジア史研究』第二〇号。

白東史学会、刀水書房、1996年。

(36) 『史記』卷四十四魏世家、「十七年、子方曰、亦貧賤者驕人耳。夫諸侯而驕人則失其國、大夫而驕人則失其家。貧賤者、行不合、言不用、則去之楚越、若脫蹏然、柰何其同之哉。」子擊不懌而去。

(37) 『史記』卷四十四魏世家「魏文侯謂李克曰、「先生嘗教寡人曰「家貧則思良妻、國亂則思良相。今所置非成則璜、二子何如。」吏の宰と妻とは、妻が、『説文』女部婦、「夫與婦齊者也从女从巾从又持事妻職也」「臣鉉等曰巾者進也齊之義也故从巾七稽切」とあるので、妻と良相「宰、罪人在屋下。執事者、从宀从辛 皐也」「作亥切。」とが相関性をもっている可能性を感じる。

(38) 『史記』卷三十三魯周公世家「周公歸、恐成王壯、治有所淫佚、乃作多士、作母逸。母逸稱」。

(39) 『史記』卷三十三魯周公世家、また『史記』卷十五十六國年表「楚滅魯、頃公遷下、爲家人、魯絶祀」。

(40) 『漢書』卷二十一上律曆志上、「三代既没、五伯之末史官喪紀、疇人子弟分散」条、「疇」の注に「如淳曰、家業世世相傳爲疇」とある。